

紛争鉱物管理方針

独立行政法人造幣局

独立行政法人造幣局は、紛争やテロリストへの資金供与、人権侵害、マネーロンダリングへの関与を未然に防止するとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する責任に取り組むため、下記のとおり、紛争鉱物地金に関する体制を整備し、管理を行います。

記

1. 範囲

金地金及び銀地金を、管理地金として管理の対象とします。

2. 組織体制及び責任

紛争鉱物地金の不使用の推進に関する責任者として、推進責任者を選任します。また、推進責任者の下、紛争鉱物地金の不使用の推進に関する指導及び必要な指示を行う者として、遵守責任者を選任します。

紛争鉱物管理の取組みの結果は理事会メンバーが監視・監督します。

3. 高リスクな管理地金の判断基準

以下のリスクに関わる管理地金を、高リスクな管理地金と判断します。

- ①管理地金の採鉱、輸送又は取引に関連した組織的で広範囲に及ぶ人権侵害
- ②非合法非政府武装集団、公的又は民間の治安部隊に対する直接的又は間接的な支援
- ③贈収賄及び管理地金の原産地の詐称
- ④紛争地域及び高リスク地域からの取引に関連して政府へ納付する税金、手数料等の違反
- ⑤マネーロンダリング又はテロリストへの資金供与
- ⑥紛争の助長
- ⑦ESG（環境・社会・ガバナンス）リスクに対する不適切な対応

4. 管理地金に対するデュー・ディリジェンス

管理地金については、デュー・ディリジェンスを実施し、リスク評価を行います。リスク評価の結果、高リスクな管理地金であることが判明した場合は、業務を行いません。

5. 管理地金に関するモニタリング

管理地金については全て現物確認を行い、デュー・ディリジェンスの情報との整合性を確認します。

6. 記録の保管

管理地金に関する記録は、保管期間を定め、適正に保管します。

7. 教育訓練の実施

紛争鉱物地金の不使用の推進に携わる全ての者に対し、必要とされる教育訓練を継続的に実施します。

8. 第三者監査の実施

紛争鉱物地金の管理体制及び実施状況について、定期的に独立した第三者機関による監査を実施します。

以上

制定年月日：平成 28 年 3 月 28 日

最終改定日：令和 5 年 1 月 1 日

紛争鉱物地金の不 사용을推進する責任者（推進責任者）
理事長 後藤 健二